|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運　　送　　契　　約　　書 | 収　入  印　紙 |  |

十和田市議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

　１　使用目的

　　　令和４年12月18日執行十和田市議会議員一般選挙における選挙運動のために使用

　２　車種及び登録番号

　３　台数　　　　　　　１台

　４　使用期間

　　　　令和　　年　　月　　日から

　　　　令和　　年　　月　　日まで　　　　　　日間

　５　契約金額　　　　　　　　円（内訳　　１日　　　　　円×　　　　日間）

　６　使用上の義務等

　　　甲は、法令に従い本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に

　　従う義務を負う。

　７　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、「十和田市の議会の議員及び長の

　　選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき十和田市に対し請求する

　　ものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

　　　なお、十和田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、

　　不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合、乙は

　　十和田市には請求できない。

　令和　　年　　月　　日

　　　甲　　　住　所

　　　　　　　　　　　　十和田市議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　乙　　　住　所

　　　　　　　名　称

　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車両賃貸借契約書 | 収　入  印　紙 |  |

十和田市議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

　１　使用目的

　　　令和４年12月18日執行十和田市議会議員一般選挙における選挙運動のために使用

　２　車種及び登録番号

　３　台数　　　　　　　１台

　４　使用期間

　　　　令和　　年　　月　　日から

　　　　令和　　年　　月　　日まで　　　　　　日間

　５　契約金額　　　　　　　　円（内訳　　１日　　　　　円×　　　　日間）

　６　使用上の義務等

甲は、法令に従い本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

　７　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「十和田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき十和田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、十和田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合、乙は十和田市には請求できない。

　令和　　年　　月　　日

　　　甲　　　住　所

　　　　　　　　　　　　十和田市議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　乙　　　住　所

　　　　　　　名　称

　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選挙運動用自動車燃料供給契約書 | 収　入  印　紙 |  |

十和田市議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

　１　供給する期間

　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

　２　供給場所

　　　所在地

　　　名　称

　３　供給を受ける自動車の登録番号

　４　金　額

　　　単価は、１リットル当たり　　　　　円（税込み）とし、期間中の供給総量に単

　　価を乗じた金額とする。

　５　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、「十和田市の議会の議員及び長の

　　選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき十和田市に対し請求する

　　ものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

　　　なお、十和田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、

　　不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合、乙は

　　十和田市には請求できない。

　令和　　年　　月　　日

　　　甲　　　住　所

　　　　　　　　　　　　十和田市議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　乙　　　住　所

　　　　　　　名　称

　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自動車運転契約書 | 収　入  印　紙 |  |

十和田市議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

　１　運転する期間

　　　　令和　　年　　月　　日から

　　　　令和　　年　　月　　日まで　　　　　　日間

　　　　原則として毎日　　時　　分から　　時　　分まで

　２　契約金額　　　　　　　　円

　　　　（１日につき　　　　　　円）

　３　運転する車両の登録番号

　４　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、「十和田市の議会の議員及び長の

　　選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき十和田市に対し請求する

　　ものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

　　　なお、十和田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、

　　不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合、乙は

　　十和田市には請求できない。

　令和　　年　　月　　日

　　　甲　　　住　所

　　　　　　　　　　　　十和田市議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　乙　　　住　所

　　　　　　　名　称

　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選挙運動用ビラ作成契約書 | 収　入  印　紙 |  |

十和田市議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

　１　品　名

　　　令和４年12月18日執行十和田市議会議員一般選挙における選挙運動用ビラ

　２　契約金額　　　　　　　　円

　　　（単価　　　円　　　銭　×　数量　　　　枚）

　３　納入期限

　　　令和　　年　　月　　日

　４　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、「十和田市の議会の議員及び長の

　　選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき十和田市に対し請求する

　　ものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

　　　なお、十和田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、

　　不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合、乙は

　　十和田市には請求できない。

　令和　　年　　月　　日

　　　甲　　　住　所

　　　　　　　　　　　　十和田市議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　乙　　　住　所

　　　　　　　名　称

　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選挙運動用ポスター作成契約書 | 収　入  印　紙 |  |

　　　十和田市議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）

と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成につい

て次のとおり契約を締結する。

　１　品　名

　　　令和４年12月18日執行十和田市議会議員一般選挙における選挙運動用ポスター

　２　契約金額　　　　　　　　円

　　　（単価　　　円　　　銭　×　数量　　　　枚）

　３　納入期限

　　　令和　　年　　月　　日

　４　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、「十和田市の議会の議員及び長の

　　選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき十和田市に対し請求する

　　ものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

　　　なお、十和田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、

　　不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合、乙は

　　十和田市には請求できない。

　令和　　年　　月　　日

　　　甲　　　住　所

　　　　　　　　　　　　十和田市議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　乙　　　住　所

　　　　　　　名　称

　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印